

特別企画 シンポジウム 2

知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化

出席者

衆議院議員 保岡興治氏
内閣官房知的財産戦略推進事務局 内閣参事官 久貝 卓氏
関東経済産業局総務企画部長 清川 寛氏
財団法人大田区産業振興協会専務理事 山田伸顯氏
日本弁理士会会長 木下實三
日本弁理士会総括副会長 佐藤辰彦
日本弁理士会地域活動促進本部長 前近畿支部長 杉本勝徳
日本弁理士会 現東海支部長 今崎一司
コーディネーター
日本弁理士会役員・組織検討委員会委員長 波多野久
司会 日本弁理士会副会長 吉田 稔
平成17年2月24日開催（役職等は開催日現在のもの）

吉田 ただいまより第2回シンポジウム「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化」を開催させていただきます。

弁理士の大量増員時代を迎えまして、全国の会員の指導、連絡、監督をより効率的に行うこと、地域での知財ニーズに対しまして組織的な対応を可能とすることを目的といたしまして、日本弁理士会はこのたび、全国を支部のネットワークで結ぶという方向づけを行い、さらに来る3月の臨時総会におきましては、全国支部化につきましての会則改正をお願いすることになっております。

このような意義につきまして、会員の一層の御理解、御協力をいただくために、第1回に引き続きまして、このような第2回シンポジウムを開催させていただくことになりました。

申し遅れましたが、私は担当の副会長の吉田稔です。本日の司会を担当させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、日本弁理士会会長木下實三より、皆様にごあいさつを申し上げます。

木下 皆様、こんにちは。会長の木下です。本日は、日本弁理士会で今、進めようとしております全国支部

化に向かった第2回目のシンポジウムということで開催させていただきます。本当にお忙しいところを多数、御参加いただきましてありがとうございます。

最初に衆議院議員の保岡興治先生からごあいさつをいただきまして、その後、内閣官房知的財産戦略推進事務局の久貝卓参事官から基調講演をいただきます。休憩を挟みまして、その後、関東経済産業局の総務企画部長であります清川寛様、それから財団法人大田区産業振興協会専務理事の山田伸顯様を初めとするパネリストの方々にパネルディスカッションをしていただく予定になっております。

保岡先生は、今、国会会期中でございますし、ちょうど衆議院の憲法調査会の会合をやっているさなかという大変お忙しいところを御無理をいただいて、本日、来ていただいております。保岡先生には、知財に関連しているいろんな面で御協力をいただきまして、今、この知財が盛り上がってきた一番の御功績者ではないかと思っております。

また、先生の地元である鹿児島におきましては、知財を使った地域の活性化ということで、いろいろ心を砕いていただいております。地域からのそういう御注文も含めて後ほどごあいさつをいただけるのではないかと思います。

それから、推進事務局の久貝参事官様からは、国の現在の知財推進計画の進展状況の御説明と、それからその計画の中で地域活動——地域支援がどのように展開されていくのか、さらには我々、弁理士あるいは日本弁理士会の役割についてお話しいただけることになっております。

パネルディスカッションにおきましても、それぞれのお立場から、我々、日本弁理士会あるいは弁理士に対する大変示唆に富んだお話をいただけるのではないかと期待しております。

いずれにいたしましても、知財立国の政策が進展す

る中で、我々、弁理士に対する期待の高まりと同時に、我々もやっつけていかなければいけない義務が非常に多くなっていると思います。私としては、年度内に何とか日本全国に支部化をし、その地域、地域の会員の方々がその地域の知財を支援していく体制づくりをしていきたいと思っております。3月23日に第3回の臨時総会を開きまして、全国支部化に向けての会則変更をする予定で、今、頑張っておりますので、ぜひ、3月23日の総会にも御参加いただき、賛成していただければと思っております。

吉田 引き続きまして、衆議院議員保岡興治先生にごあいさつをお願いいたします。

先生、よろしく願いいたします。

保岡 本日、日本弁理士会の主催する知財立国のシンポジウムにお招きをいただきまして、まず、心から感謝を申し上げたいと思います。

一言、ごあいさつを申し上げますが、欧米先進国はもとより、中国、アジアなどを巻き込んで世界的な大競争の時代に突入しているわけで、日本が将来もずっと活力を持って発展していくためには知的財産が死活的に重要だという認識が一気に政府や国会や関係のところにも広がっております。このような認識をもとに、我が国は強力な政治指導で、知的財産を担当する関係省庁の間の調整はもとより、政府と司法との間の調整も行いまして、集中的、極めて迅速な知財戦略を推進してきたところです。

知的財産基本法が制定されまして、小泉総理を本部長とする知的財産戦略本部を内閣に設置しました。本日の講師の久貝さんには、そちらに所属して全力を挙げてお支えいただいております。この2年間で知的財産推進計画が既に2回、策定されておまして、模造品対策や特許迅速化など、相当の成果が生まれています。まさに総合的というか包括的、体系的な知財戦略が生まれまして、知的財産への国民の関心も飛躍的に高まってきている状況にあります。

なお、弁理士会が40年来、主張されてきた、憲法に知財の規定をとということですが、私は今、憲法調査会の5年の最後の締めくくり総括の党を代表するあいさつをして、すぐ飛び出して、ほかの政党のものをちょっと聞けない状況で、大変困っているわけでごさいます、すぐ取って返さなければいけないんですが、5年間やってまいりました審議が、きょうで終わります。

そして議長報告という形で最後の締めをやるわけですが、21日も、参議院の憲法調査会に森政連会長が口述人として出席されまして、大変立派な意見を開陳されたと伺っております。憲法にぜひ、知的財産の創造、あるいは管理、活用というか、保護、活用というか、そういった面の整備の重要性をうたいたいと考えているところです。

我が国の知的財産の詳細は、後ほど内閣官房の、先ほどお話を申し上げた久貝参事官から説明があると思いますが、私としては、特に1つだけ、最重要な具体的な成果として、知的財産高等裁判所がことしの4月に創設されて、いよいよスタートすることを挙げたいと思います。

裁判官が所長を入れて17人いるということで、高等裁判所は8つありますけれども、この中でも数から言えば上位に属する、いわば独立を事実上している裁判所と言ってもいいかと思えます。政府の行革の都合で、実は東京高裁の中につくりましたが、普通の支部と違いまして、裁判官会議、所長というものを置き、独立の事務局を持ってありますし、事実上、知財高等裁判所と言うに足る内容を持ってあります。御案内のとおり、160人の、高度の専門性を持つ専門委員の選任も行われておまして、今後、さらに充実、強化していくことになろうかと思えます。

これは、我が国が知的財産立国を目指すことのシンボルというものであって、模造品、海賊版のはんらんするアジアに対して、日本が今後、知的財産を重視する、日本の知財に対する侵害は許さないという、強いアナウンスメントでもあります。日本経団連を初めとする産業界は、我々に対して、知的高等裁判所の創設を強く求めていました。産業界の要請を真剣に受けとめまして、先ほどお話ししたように、政治主導で、アジアのハブともなる知的財産の専門裁判所、拠点をつくったことは、私が取り組んだ数々の司法制度改革の中でも極めて画期的な成果と言えらると思っております。

今後、アジア企業の技術力は高まってまいりますし、日本企業との競争がさらに激烈なものになってくるにつれて、知的財産をめぐる法的紛争はこれから増加していくことになると思えます。知財高裁は、こうした世界的な知財競争の流れの中にあつて、しっかりした対応をとるための、先取りをしたものと自負している

ところでは、

知財高裁に対しては、米国、EU、また中国の政府や司法の関係者、産業界など、世界から高い関心が示されており、次は、これを世界に冠たる知財の専門裁判所に育てるということが国家戦略の極めて重要なところだと思っています。

本日の会議は、弁理士の地方展開の推進がメインテーマであると承っております。この組織の充実、各地域に支部をと、弁理士会の皆様方の組織改革は、一気に、きょう、あす、ぱっと大きくなることはなかなか大変だと思います。しかし、将来、日本がすばらしい国家として、活力のある国として存在しているとすれば、この組織改革は歴史的な改革であったと言うに足る、すばらしいものであらうと思います。

きょう、パネリストで出られる杉本勝徳先生が、地域活動促進本部長として、先だっても私のところに説明においでいただいて、ぜひ、政治も一体となって進めてほしいということで、きょうのシンポジウムにも必ず来いというお誘いでもございまして、先ほど申し上げたように、憲法調査会を休んでやってきておるのでございます。

知的財産戦略は、中央政府のものだけではない。今後、ますます地方分権が進む中、地方自治体にとっても重要なテーマであり、特に、最近、回復基調にある景気の動向の中で依然として厳しいと言われております地域の経済回復にとって、これは決定的に重要な要素であるというふうにも考えて、いろいろな地域対策にも知的財産戦略を生かしていかなければならない、結びつけていかなければならないと考えています。

知財を武器にした地元中小企業の活性化、ベンチャー育成が進みますが、産学連携による地元の大学の知財活用も重要です。関さば、関あじ、夕張メロン、鹿児島黒豚といった農産物、大島紬などの伝統工芸品の地域ブランド振興も重要な課題で、農水省はついこの間から、経済産業省も説明に来てくださっていますが、地域の種苗を守る種苗法の改正、それから地域商標の保護のための商標法改正作業など、既に国会の法案作業の俎上にのせようとしているところです。

地域は、地域振興を図る上で知的財産の重要性に気づき始めており、我々に対するいろんな関心を示してくださっていますが、地域における知的財産に関連するビジネスニーズは今後、どんどんふえていく、飛躍

的にふえていくと思います。こういった、地域の多様な知財ニーズに、迅速に、的確にこたえていく上で、何といても弁理士会の先生方に対する期待が大きいわけですので、その意味で、本日の日本弁理士会が主催されるこのシンポジウムは、大変、時宜を得たもので、先ほど申し上げたように歴史的なスタートになり得るものと思います。この会議において御列席の知財の有識者の関係の皆様方の論議を通じて地域における弁理士の役割の重要性について十二分な認識が深まればと思います。

我が国の知財立国は、知財による地域活性化なしでは実現不可能ですので、弁理士の先生方が、東京や大阪といった大都市圏にとどまらず、各地域、地元にもっと密着して知財サービスを提供する、そうしたことが実現できるように、日本弁理士会として組織を挙げて取り組んでいただくことを重ねて強くお願いしまして、きょうのシンポジウムの御盛會を祈念いたします。本当は皆様のシンポジウムを聞きたい思いが非常に強いのですが、直ちに国会に帰りまして憲法調査会に参加することをお許し賜りたいと思います。

本日は、お招きいただきまして、まことにありがとうございました（拍手）。

吉田 保岡先生、まことにありがとうございました。

保岡先生は、この後、憲法調査会に戻られます。これもちまして退席されます。本日、御多忙の中、本当にありがとうございました。皆さん、もう一度拍手でお見送りください。どうもありがとうございました（拍手）。

それでは、基調講演に移りたいと思います。基調講演は「知的財産を活用した地域活性化」をテーマに、内閣官房知的財産戦略推進事務局内閣参事官の久貝卓様をお願いいたします。

久貝 御紹介いただきました内閣官房の知的財産戦略推進事務局の久貝でございます。本日は、日本弁理士会の全国支部組織化のシンポジウムにお招きいただきまして、まことにありがとうございました。せっかくの機会でございますので、現在、政府が取り組んでおります知的財産戦略の一番新しい状況、それから、特にその中で、先ほど御紹介がありましたような、知財戦略の地域展開に関するところを少し重点的に御説明をさせていただければと思います。

大きな知財戦略の流れは、先ほど、保岡先生の方が

ら御案内がありました。基本的にはこの知財戦略というのは、政治主導で動いてきていると思います。政府の方としまして、そのような動きを受けまして、2002年3月の知財戦略会議の発足以降、かなりなスピード感を持ち、いろんな体制、組織、それから、様々の重要施策が決定され、それが実行されてきたという状況です。去年の5月に推進計画2004が決定されました。ことしの春にも3回目がまた決定されるというスケジュールになっています。

知財戦略本部のメンバーは、御承知のとおり、小泉総理をヘッドとして、全閣僚及び有識者10名です。この有識者の中には、日本弁理士会の弁理士でいらっしゃる下坂スミ子氏にも入っていただき、大変、建設的な御意見をこれまでいただいております。

御承知のように、知財戦略の基本は、知的創造サイクルを回して経済の活性化を図るということでありまして、その際、あわせて配慮事項として、数年来、計画の中には必ずこのように、中小企業あるいは個人を大切にする、あるいは地域振興、あるいは地方自治体の主導を尊重する、それから、行政、司法の親切運動といったようなものを盛り込まれています。

それから、この計画をつくるに当たっては、いろんな団体、個人の方から御意見をいただいております。弁理士の皆様からも大変多くの御意見をいただいておりますし、弁理士会からも、このように非常に熱心に御意見が提出され、これらを参考にして、ことしの計画もまたつくっていくということになるかと思っております。

それで、知財改革の内容ですが、やはり一番大きな成果というのは、先ほど、保岡先生の方からお話がありましたように、知財高裁の設置ということです。日本版のCAFCです。最高裁の下に、独立性の高い知財高裁ができる。知財に関する紛争、特に特許——技術の判断を要するものですが、その第二審はここで専属的に行われるというものです。

これは、最高裁判所が出された知財高裁の概要です。このように、専門性の強化、あるいは組織、体制における独立性、それから情報発信、特に国際的な情報発信——ホームページを出して、数カ国語でこの知財高裁の内容をどんどんアピールするというようなことで、この間、最高裁の方から説明をしていただいております。

知財高裁の意義です。やはり、知財立国のシンボル

であり、世界へのアピール効果という、先ほどのお話のとおりですが、あわせて、知財裁判に関するアジアのハブの裁判所になるという意義があります。

これまで、日本企業同士の知財に関する紛争は、基本的には話し合いで行くということでしたが、今後、日本企業とアジアの企業の競争力が接近してくると、アジアの企業との紛争がふえてくるだろう。そのときに、日本企業同士では話し合いで済むものが、アジアの企業だと、その土俵にのってこない。話し合いの場にのってこないということがある。そういうときにここへ来いというふうに言うのが、この知財高裁になる。そういう思いで、この裁判所の創設を進めていったわけです。

また、経済界のニーズにこたえるという意味でも、恐らく司法が初めて産業界の要請に真っ当にこたえたものではないかと思われま。このような裁判所ができますと、当然、我が国産業の国際競争力強化に大変貢献すると考えています。

これは、知財関係の民事訴訟、民事事件の推移です。折れ線グラフがその審理期間です。かなり急激に、裁判所の努力により、短くなっているということですが、他方、長期的な趨勢としては、知財裁判は、増えつつあるのではないかということが、このグラフからうかがわれるかと思っております。

2つ目の成果は、産学連携です。

まず、御承知のように、大学の外にTLOという技術移転の機関を経産省が主導で38機関、設置しました。そしてこの一、二年のうちに、大学の本体にいても、知財本部という、知的財産に関するマネジメントを行う部局を設置するというので、これは基本的に文科省が財政的に支援して、43、今、できているところです。このような機関が中心になりまして、大学で生み出された知的財産の産業へのトランスファー、移転を円滑にすることが期待されているわけです。

ただ、例えばライセンスの数——大学から産業、企業へのライセンス件数は、この2002年あるいは3年の数字でいうと、アメリカが6,500、日本の場合はまだ500ちょっとです。それからロイヤルティー収入についても、アメリカでは1,100億円、大学に入っていますが、日本はまだ6億円程度です。それから大学発ベンチャー数も、アメリカは4,300ぐらいありますが、日本はやっと1,000に行くかどうかというところでし

て、まだ、大学における知財の創造と活用については課題が残っていると思われます。

大学においては、今、ルールづくりが大方、進みつつあると思います。一番重要なものは、この赤い枠でくくってありますが、特許権は原則として大学に帰属ということです。

これまで、個々の先生方が企業と共同研究をし、特許を生み出し、それを産業に移転するというようなこと、製品化につなげるということをしていましたが、それでは特許が死蔵されるという問題があり、今後は、大学の中で生み出された特許は大学当局が管理するという方向が出されたわけです。

それから、大学における知財戦略を考えるとき、その生み出された研究成果をいかに特許にするか、その費用をだれが、どうやって確保するかということがあります。ここで、特に、競争的資金の関係で大分問題がありました。間接経費に特許を充当するという方向が文科省から出されたということで、こういう方向で知財の権利化が進むことが期待されます。

ただ、産学連携は、まだ緒についたところといいますか、やはりその課題は相当多いということもあり、幾つかの課題が既に産業界、あるいは大学の方から出ています。

まず、先ほどの権利帰属の関係ですが、機関帰属の方向を進めると、今度は、研究者の流動化——大学から大学へ移っていくとき、その研究者との関係で知財の扱いをどうするかという問題が今、研究者の方から提起されています。

あるいは、不実施補償ということもあります。企業と大学の共同研究というときに、その生み出された成果である特許を実施するときに、大学の方から補償料を求めるということで、場合によっては企業との緊張が相当高まっているという状況もあります。

それから3番目に、最初に申し上げたTLOの関係ですが、これも産業界から言うと、TLOと大学の知財本部と、窓口が2つになるのではないかとということで、そういう点についての心配も出ているということでした。このあたりを、また今後さらに検討し、必要な施策を講じる状況が出てくるのではないかと思います。

それから、知財戦略の成果の3つ目は、先ほどありました特許審査の迅速化です。

これについては、総合施策ということで、特許審査迅速化法が既に施行され、先行技術調査、従来技術調査のアウトソーシングの拡大、それから任期付き審査官の大量採用ということです。大量採用につきましては、2004年度98名、それから2005年度も、政府の予算原案では98名を確保しているということで、腰が入った迅速化の対応が今行われつつあると思います。

それから、知財の活用の関係では、信託業法が今年の臨時国会で成立、今年の年末に施行されており、まさに知的財産を信託の対象とする、それから信託事業を信託関係の金融機関だけでなく、一般の事業者もできるようにする、この2点が信託業法のポイントだと思います。

このような、信託業法の制定、施行を受けまして、知財信託への産業界の取り組みが見られるようになっていきます。私どもの方にも、金融機関が相当程度いらっしやいまして、どういうふうな知財と信託の組み合わせがあり得るかということについてディスカッションをしています。きょう、パネラーの一人でいらっしやる大田区の産業振興協会の山田さんは、まさに中小企業の知財の信託化に取り組んでおられるということで、中小企業においてもそのような、非常に積極的な動きが出ている。そういう分野です。

それから、知財の戦略の成果の5番目は、模倣品、海賊版対策です。

これは水際対策ということで、後で出てまいります。この2月に関税定率法の改正の閣議決定が行われて、既に国会に提出されています。3年連続の関税定率法の改正ということです。(注) 本法案は国会で成立し、本年4月1日から施行された。

最初の改正は、御承知のように、判断が難しいと言われておりましたが、輸入差し止めの対象に特許権なども入れた。それから、侵害の判断について特許庁の意見照会制度をつくったというのが1年目です。2年目には、今年の4月に施行されましたが、模倣品が日本に入ってくる、その入ってきたものを税関が止めたときに、その止めた物品の輸入者あるいは輸出者、さらに海を越えての製造者、こういう者の情報を税関が権利者に開示することを可能にする法律ができました。これにより、いわばニセモノの根源を断つことができるようになってくるわけです。

次のページは、昨年12月に知財本部会合が開かれ、そこで緊急で決定されたもの加速化パッケージとされています。

この最大のポイントは、1番目の枠にある、知的財産権の海外における侵害状況調査です。基本的には行政府内のことですので、法律をつくるということはありませんが、そこにあるように、日本の知財に対する海外における侵害——我が国の事業者から外国における知財に関連する制度に問題があるという場合に、日本政府に調査の実施を申し立てる。その申立に対して45日以内に政府は調査をする、しないということを決める。そして調査をするという場合には、6ヵ月以内にその結果を申立をした権利者に提供する、その制度に問題があると判断すれば2国間協議に入るというメカニズムです。

アメリカでいうと、スペシャル301というのがありますし、EUの方でもTBRという制度があります。言ってみれば、知財に対する侵害、ニセモノ対策ということで、政府が前面に出てくるというのが、このパッケージの眼目です。

そのほか、日本政府による海外市場対策、あるいは2国間の協議等の強化等々があります。この関係はまた後ほど、今後の課題ということで御説明をさせていただきます。

23ページは、今申し上げた3度目の関税定率法の改正の内容です。これは、サンプルの分解検査の権限を税関長に与えるというもので、あわせて不正競争防止法の改正も閣議決定されています。

6番目の成果は、医療関連行為の特許保護です。

これは、昨年の秋、専門調査会を10回、異例の回数で開きまして、医療関連の行為、あるいは医療方法に対して特許を与えるという方向が出されたわけです。

従来は、薬あるいは機器そのものでしたが、今後は一定の範囲で、機器の作動方法だとか、医薬の効果、効能を発現させる方法、こういうものにも特許を認めようということで、アメリカに一步近づけて、医療ベンチャーの発展を促そうという目的の制度改正です。

今、審査基準の改訂を特許庁でしており、早ければ4月にもこれが出されると聞いています。

それから、7番目は、専門人材の育成で、「弁護士・弁理士の大幅な増員と質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実」しようと

いうものです。

まず、司法関係では、法科大学院があります。2004年に68大学開設しまして、5,767、すべての大学院に知財学、知財法に関する講座ができました。私どもが、知財に強い法曹ということで特に期待しているのは、理工系の学生さんがロースクールに入ってくるということでした、昨年実績は496名、全体の8.4%と、かなり期待したような数字が出てきているということですが、果してこのトレンドが続くかどうかというのが次の課題です。いずれにしても、ロースクールができたことが1点です。

2点目として、司法試験の合格者数を3,000名にふやす、それから司法試験の選択科目に知財法を採用するというようなことも行われているところです。

ただ、参考1でありますように、弁護士人口の比較でいうと、まだ、司法の関係は、全体としてのパイが小さいということが言えるかと思えます。アメリカの場合は、登録者数が100万人、日本の方は2万人ということでした。それから、司法試験の合格者数です。日本は大体1,000人強ぐらいだと思いますが、米国の場合は4万6,000人、中国は2万4,000人ということでした、日本の累積の司法試験合格者数と、中国の1年の司法試験の合格者数が大体同じだということはどういうことだろうかということは今後、考える必要があるかと思えます。

それから、参考2として、知財人材というもの、今、検討、勉強中ではありますが、この中で弁理士さんというのは、やはりコアでありまして、現在、6,000人という数字があります。それからあと、企業の知財担当者、特許庁の職員等々を合わせて、大体5万人ぐらいではないかと言われていました。今後、知財戦略が進み、企業の知財に関する活動が広がってくるときに、この人材の育成が非常に重要になってくると思われまます。

口頭で申し上げますと、日米の比較で申し上げたように、アメリカでは、知財専門の弁護士——パテントアトニーが、特許庁の年次報告では、これが2万1,754人、日本の弁理士さんは、まあ6,000人と書きましたが、5,220人です。経済規模は、アメリカが日本の大体倍と考えると、数字としてちょっとどうかあと。日本の方は供給が十分だろうかという話があります。

それから、もう一つ、これは『Right Now!』という雑誌の「中小企業経営者が語る知的財産経営の重要性と問題点」という中に出てきますが、中小企業の方が、「日本でも、とにかく弁理士をもっと多くしなければダメですね。」「中国は増やさなければいけないというバツと増やすんです」と。それに対して、「かつて100人ぐらい」でしたけれども、今は「年間600人余り合格しています。ただ、急に増やしたものですから、実務能力がない弁理士が増えています」というのがあって、また、それに対して中小企業の方が「私は、弁理士の中でも失業者が出るくらいでなければと思っています。少し増やしたからそうなっているということ自体、また縮小しようという前提で言うだけで」、「もっと弁理士を増やさないと、本当の意味でいい弁理士は出てこなくなるのではないかと思います」と。

まあ、この方の御意見が100%正しいかどうか、わかりませんが、中小企業の経営者の方でこういうことを言っておられる方がいるということを私どももよく考えていきたいと思えます。

それから、今後の政策課題です。これは、知財の国際展開ということで、2つだけ申し上げます。

一つは、模倣品、海賊版の国際連携です。模倣品、海賊版の被害額は大体65兆円と言われていています。これは非常に大きな問題で、テロにこのお金が使われているという話もあります。米国あるいは欧州における取り組み、あるいはG8の取り組みも、かなり真剣になっています。

そういう中で、次のページですが、模倣品、海賊版の拡散を防止するための条約を、今、この知財計画の中で書いています。これが今年の計画で、さらに前に進むように努力したいと考えています。

もう一つは、世界特許の関係です。日米欧で、特許の出願の大体8割ぐらいを稼いだわけですが、これがどんどんふえているという状況です。出願人にとっては権利取得に大変コストがかさむ。それから日米欧の特許庁にしても、審査負担が大変だということで、このあたりについてどんな対応が必要かということがかなり重要な問題になっています。そういうことで、知財計画の方でも、日米欧の三極特許庁での特許の相互承認の実現を図るというような方向が出ています。それから、昨年11月の三極のユーザー会合では、ワ

ンフォーマットというものも提案されていて、出願の様式を整えていきましょうというわけです。

それから、もう一つは、先ほどの保岡先生のお話にもありましたが、憲法改正と知財条項です。自民党の憲法改正、あるいは読売新聞、あるいは世界平和研究所、こういうところでも憲法に知財条項が盛り込まれるようになってきています。

それから、3つ目の話として、知財と地域ということですが。

推進計画においても、地方公共団体の自主的な知財戦略の策定を支援する、それから農林水産物などの地域ブランドの保護制度を検討するというふうになっています。

それから、先ほどの繰り返しですが、中小、ベンチャー企業の知財を守るということも基本的な理念ということで書いています。言ってみれば、知財による産業の創出ということで、地域を活性化させようというわけです。

知財戦略の担い手の広がりということで、まず、大企業だけではなくて、自治体、大学、中小、ベンチャー企業も、それから業種ということでは、製造業だけではなくて、農林水産、それから建設、金融というもので広がっています。

また、権利取得だけではなくて、ブラックボックスにするのもあるし、ライセンス契約でその特許で稼ぐというものもあるし、あるいは必要があれば訴訟で戦うというようなことも出てきて、企業の知財部の活動領域が広がってきているというわけです。

地方自治体に関して申し上げますと、広がる自治体の知財戦略づくりということで、既にそういう策定をしている、あるいは戦略策定予定というのが15地域あります。これは去年の暮れの調査ですので、その後、かなり前向きな自治体が出てきているという感じはします。

自治体の視点ということですが、まず、地元大学における知財の創造と産学連携、あるいは地元中小企業を知財で活性化させる、それから、そういう製造業だけではなくて、農水産品についても知財によって活性化させる、このような3つの視点が最近、特に言われるようになってきました。

まず、大学との関係ですけれども、先ほど出たように、大学の知財本部が徐々に活動を始めています。こうい

う大学の知財が、地元の中小企業にトランスファーすることになるわけで、そのときに、これをバックアップするためのいろんなソフトの力が要る。そこにありますように、大学知財本部で活躍する弁理士さんは69名いらっしゃるということです。大学の弁理士に対するニーズはまだあると聞いています。大学の知財戦略における弁理士ということで、創出という面、それから権利化、技術移転、いろんなフェーズで弁理士さんが大学の知財活用の鍵になってくると思われます。

2番目に中小企業——中小企業を感じる知財の壁ということですが。

まず、中小企業は体制が弱い、組織が弱いものですから、社内に知財の担当者がいない。社長さんがみんなやる。弁理士の依頼先がわからない。弁理士の専門分野がわからない。それから一番よく聞きますが、弁理士費用が高いと言われていて。

先ほどの『Right Now!』の中小企業の経営者の方から、やはり同じような議論が出ています。東京都の方から「センターに相談に来られる方の中には、弁理士に頼みたいけれども費用が捻出できない方もおられるわけです」と。それに対して、中小企業の経営者は、「だから、先ほども言いましたが、弁理士の費用を安くするには弁理士を多くすることです。競争をさせなければいけないんです」と言っています。そういうことが、中小企業、ユーザーの方から見た声だということをごここでは申し上げたいと思います。

ただ、弁理士は、そうは言いますが、中小企業にとっての知財部門ということですから、やはり期待は大きいわけで、特に、知財を活用した企業戦略に関するサポートが大変重要です。こういうものやってくれる人がいないかということを探しているわけです。

この関係では、2004年の『パテント』という雑誌がありまして、そこを見ていると、地方の特許の行政を担当している方と弁理士さんとのやりとりがあって、中小企業の声だということで当局の人がこういうことを言っているんですね。

「中小企業の方々からお話を聞くと、特許を取得したけれど、しばらくすると同様な製品が出回って特許をとっても役に立たないじゃないか、と言われることがあります。要するに取得した特許でプロテクトというか、ブロックができていない」と。

そして、それは、だけど、「出願人側の問題なのか、弁理士側の問題」なのかということ、そういう反論が出まして、それは確かに、一概には言えません。ただ、「明細書に穴ぼこができるのは……。」というふうになっています。

さらに、特許行政の人は「弁理士はプロです。その発明を忠実に明細書に起こしちゃだめだと思います。それを膨らませていかないといけないので、その膨らませ方がまさに弁理士の腕の出どころなのかと私は思っています」と。そこで、また弁理士さんの方からの反論もありますが、それをまとめて、もう一度、その行政の人は、「弁理士がすべて悪いということじゃなくて、そのノウハウを持っているのは、弁理士先生だろうという事で……。」ということです。

やはり、その弁理士の方々の持つ出願などのノウハウがどのように中小企業の特許取得に活かされていくかということが、非常にユーザーが多く期待していることではないかと思えます。

それから、これは先ほどお話し申し上げた大田区の関係の話です。中小企業の知財を信託という制度を使って守るということですが、これは恐らく山田専務の方から少し御紹介があるのではないかと思います。

それから、3つ目の地域の視点ということで、地域ブランドの振興ということがあります。

地域ブランドづくりに向けた自治体の取り組みは、今や全都道府県で、特に農水産物あるいは伝統的工芸品に独自の認証制度を展開しています。

農産物の知財センターの設置。福岡県あるいは岩手県で、まさにこの1年の間にこういうセンターを設置して、知財によって農水産物を守るという動きがかなり出てきています。

このような動きを受けて、知財ブランドの保護ということで、先週ですか、商標の小委員会の方、産業構造審議会ですが、商標法改正を答申して、これを受けて経済産業省は商標法改正の準備を今していると聞いています。(注) 商標法改正法案は閣法として国会に提出された。

要は、地域団体商標ということで、地域名と商標名の組み合わせだけでも商標を認めるということです。従来、識別性がないと言われたものについて、これを認めようという方向でこの法改正が進められる。まさに、地域を知財によってこ入れをして、そして地域

産業を活性化するという方向が出ていまして、それを法的にサポートする制度がこの国会に提出されるという状況であるということも申し上げたいと思います。

地域ブランドの振興ということになると、ここにありますように、知財意識だとか、あるいは戦略が要るとか、あるいは商標というような法制度をどのように使うとか、あるいは、にせものが当然出てきますので、それに対する対策が必要です。こういうときに恐らく地域の産業関係者と弁理士の方の協力で新しい商標制度を活用するということが期待されると思います。

以上が、今日、御説明した全部の内容です。いろいろ申し上げましたが、やはり、その地域における産業あるいは大学あるいは農水産分野において知財が重要になってきており、そういう知財活動をサポートしていただく上でなくてはならないものということで弁理士の皆様がいらっしゃるということです。そういうことを、今日、申し上げて、このシンポジウムの議論の何らかの参考にしていただければと思います。どうもありがとうございました（拍手）。

吉田 久貝様、大変、貴重な話、ありがとうございました。もう一度、拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました（拍手）。

それでは、この後、パネルディスカッションに進ませていただきますが、レイアウトの変更がございますので、ここで10分間、休憩をとらせていただきますが、きょうのお手元の資料の中に質問用紙を配らせていただいております。パネルディスカッションの最後の方に質問の時間を設けていただくことになっております。現時点で質問がおありの方は、ぜひ休憩の時間を書いていただいて、受付にお出しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、4時5分に再開させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（休憩）

吉田 再開をさせていただきたいと思いますが、その前にちょっと……。

実は、あした、25日に新潟、燕三条市で、日本弁理士会主催の知的財産タウンミーティングがあります。雪の影響かどうか、ちょっと参加人数が思わしくないということでした、ここに参加の先生方の中で新潟にクライアントなり、関係がある先生がいらっしゃいましたら、あすのタウンミーティングを御紹介いた

だいて、お話しいただければと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

それではパネルディスカッションに進ませていただきます。

パネリストの先生方を御紹介させていただきます。皆様方から向かって左から、関東経済産業局総務企画部長の清川寛様です。

清川 清川です。

吉田 続きまして、財団法人大田区産業振興協会専務理事でいらっしゃいます山田伸顯様。

山田 山田です。

吉田 それから、地域活動促進本部長で、前近畿支部長の杉本勝徳会員。

杉本 杉本です。

吉田 続きまして、現東海支部長の今崎一司会員です。

今崎 今崎です。

吉田 コーディネーターは、役員組織検討委員会委員長の波多野久会員です。

波多野 波多野です。

吉田 それでは、波多野先生、よろしくお願いいたします。

波多野 それでは、ただいまから、「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化」をタイトルに、2回目のシンポジウムを開催させていただきます。

第1回は、実は昨年末に開きました。まだ、支部化が正式決定する前の段階でした。全国支部化については、昨年末第2回の臨時総会において総意を得たという形ですので、これから、支部化については決定をしたという段階をベースにして、さらにどう進めるべきかということについて、きょうの出席者のパネラーの皆さんとともに議論をしていきたいと思っています。

先ほど司会者の方から紹介を受けたとおり、きょうは4名のパネラーの方がいらっしゃいまして、一人は、経済産業局を代表して清川さんです。それからもう一人、大田区の産業界を代表して山田さんが見えになっています。弁理士会の方からは、前近畿支部長であり、現在、地域活動促進本部長なる杉本さん、それから現東海支部長の今崎さんです。この4名の参画を得て議論を進めていきたいと思っています。

まず初めに、清川さんの方から、関東経産局が弁理士あるいは弁理士会に対してどのような要望を持って

いて、現在、どのような活動をされていて、そして今までの活動の実績について、実は、清川さんは経済産業局の特許室長としても経験されている立場を踏まえて……

杉本 知財室長。

波多野 失礼しました。知財室長を経験されているという立場も踏まえてお話ししていただければと思っております。

清川 ただいま御紹介にあずかりました清川です。よろしく申し上げます。

私は、現在、経済産業局で総務企画部長をやっております。直接、地域の特許戦略等にかかわっているわけではないんですが、昔、経済産業省がまだ通商産業省と言っていた時代に知的財産政策室長をやっております。平成7年3月に「我が国の知的財産政策のあり方」というのを出しました。それが、多分、今さかんに言われているプロパテントのはしりだと思えます。

その当時、知的財産政策室は特許権等の強化、プロパテント政策を出したわけなんです。特許庁はどちらかというと、まだ技術の普及重視派が強くて、例えば均等論とかには極めてリラクタントなところだったんです。それが荒井長官に変わってから、御案内のとおり、こういう動きになってきたということでした。そういう意味では、プロパテントが進んできたことは私自身にとっても大いに喜ばしいことかなと思っております。

ただ、ちょっと現場に入ってみますと、中小企業に関して言うと、このプロパテントというのはストレートに言って良いのか、悪いのか、なかなか難しい面があるところがある。こういう面を踏まえまして、ちょっと今日はおしゃべりしてみようかなと思っております次第でございます。

最初に、先ほど久貝さんから、政府全体の流れを説明されたわけですが、最後の方に地域における展開の話があったので、経済産業局がどういうふうに取り組んでいるかということと、また今、私は経済産業局の人間として地域の中小企業の方々と会う機会が結構ありますので、いわゆる知的財産に関する問題点といたしますか、要望みたいなものをちょっと御紹介してみたいなと思っております。

まず、経済産業省の取り組みについてです。

これは、先ほど久貝さんからありましたように、当然、地域においても、キャッチフレーズは、「地方自治体の独自の地域戦略」とか、「中小企業を大切に」ということで、政府としても重視しているところで、特に来年度については予算がつき、地域におきましても各経産局管内ごとに知的財産戦略本部をつくることとしております。我々としてもそれに向けて各県と協力しながら、どのような知的財産の戦略を立てようか、本部を立てようかということをやっているわけです。

ただ、その前に、なぜそういうふうにしなけいけいけないかということの背景事情を、もうちょっとだけ簡単に言うておこうと思っております。

例えば2004年、去年の経済は、久方ぶりに明るくなったわけですが、残念ながら年央ぐらいからちょっとさびしい動きになってきて、年初ぐらいから、例えば円高の問題、逆に言えばドル安、あるいは原油高等々があります。また、去年の景気の回復は、いわゆる新三種の神器と言われるものですが、DVDとか携帯電話については値崩れが起こっています。そういう意味では、その辺が若干、停滞気味になっているといったことがあり、2005年の経済は、不透明な状況になっているわけです。

一般的には、いわゆる産業部門の投資——これは大企業が主ですが、それが活発になってきているので明るいんじゃないかという見方があります。ただ、一方で、景気の本当のエンジンである消費は、まだブーストしていないという意味においては、今後とも、注視が必要かなと思うわけです。

また、中小企業においては、2004年も残念ながら大企業のようにはいかず、地域経済においてもよくなっているところはあまりなくて、まだ停滞感が漂っているところかと思えます。したがって2004年の経済は総じてはよくなったわけですが、地域にそれが波及していない、特に中小企業まで波及していないところが多く、今後とも、いわゆる構造転換を続けていかなければいけないということが、まず一点、あるということは御記憶いただきたいと思えます。

そこでその方向ですが、従前は、いわゆる中国等の追い上げというと、いわゆる安い人件費を背景とした労働集約型の財によってやられてきたというふうな意見が強かったわけですが、昨今、見たらわかりますよ

うに、中国だって、いい工作機械さえ買えれば同じものができるわけですし、むしろ中国の方が大規模資本集約的な工場を建てて、加工組立型産業にどんどん進出していることがわかっています。

すなわち、昔の教科書的に言うと、経済の財ごとの交換——つまり、発展途上国は労働集約財を、先進国は先進国の資本集約財をつくって、それを交換することによって経済は成り立つというようなロジックだったかと思いますが、実はそうでは無くなって、むしろ、工程間分業が行われているんじゃないか。つまり、薄利だけれども、バルクにやった方がいいようなところが中国みたいなどころに行き、知的な創造、要するに頭を使うところが先進国に来ている。

これは「スマイルカーブ」と俗に言われていますが、物の生産の流れにおいて、どこがもうかるかということ、最初の頭の部分、設計開発段階と、最後の、売ってもうける——アフターサービスとか販売の段階でありまして、利益率においてこの大量に製造している分野は結構低いとよく言われているわけです。まさにそういう形で工程間分業が行われてきているわけです。

では、我が国中小企業としてはどうすればいいかということ、結局、バルクなものはダメなわけですし、その中においての知的な部分、知的創作活動が必要になってきていると思います。構造改善の中で、中小企業としても創作的な活動をしなければいけない。当然、知的創作型産業の基本は知的創作活動ですから、そういう意味において、それを保護する手段である知的財産権が大事になってきている。その辺に気がついてきたので、皆さん、最近、そういうことを言ってきたというわけです。

振り返りまして、政府は、先ほど言いましたように、2002年に、総理の施政方針演説に始まり、大綱を出し、基本法を出し、2003年に、計画、2004年に、計画改訂版という形でどんどん進めてきているわけです。

おかげさまで、そういうことで地域においても知的財産権に対する関心といいますか、アウェアネスが高まっている。そういうところはまさに喜ばしいことだと思っています。ただ、まだ、完璧に普及したわけではないので、その辺をやっていかねばいかんなどというのが当面の課題かなと思っています。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、経済産業省としても、その辺を踏まえて、いろんなアド

バイザーを派遣すると同時に、先ほど申し上げましたように、地域での知財戦略本部の立ち上げを今やろうとしているわけです。

以上は、経済産業省の取り組みです。

では、私が時々つき合っている中小企業の方々が一体何を悩んでいるかということところを若干、御説明したいと思います。

釈迦に説法かと思いますが、知的財産権というのは、簡単に言いますと、いわゆる無体物に関する所有関係等を定めた法律に基づいた制度であって、極めて法擬制的な、法テクニカルな制度です。すなわち、有体物に関する所有権はいわゆる自然法的であって極めてわかりやすいのに対して、無体物に係るこれは極めてテクニカルな面があるということです。したがって、ざっくりばらんに言って、わかりにくいというか、難しいというか、そういう面がまず一点、あると思います。

それから、知的財産権は、当然、取得等に行為が必要ですし、それから維持にも費用がかかるわけです。そういう意味では物すごく金がかかります。取得行為だけをとっていても、弁理士さんをお願いしてやる費用もかかります。取得のときの出願手数料も要る。審査手数料も要る。そもそも、弁理士さんに頼む前に先行技術調査をするためにいろんな文献調査をしなければいかんとか、そういうこともありますよね。それから、まあ、取得時、更に維持にも結構費用をかけないわけでございます。

他方、さらに、先ほどちょっと久貝さんのお話に“質問を受けて困った”という話がありましたが、確かに、権利化されているわけですから、侵害された場合には当然、権利の行使として侵害者を排除する権利はあります。しかし、実際問題としてそれを発動するのは、特に、中小企業者にとってみては物すごくしんどいことです。現実には裁判をやっても、すぐ勝てるわけではないし、裁判をやるための費用も要る。そもそも、勝てるかどうか分からないというところもあるわけです。したがって、現実には、本当に、権利ができたから保護されるかというのは、そう一朝一夕に言える話ではないわけです。

したがって、権利化したから保護されると短絡的に考えて喜んでいるような経営者は、全くわかってない人の中にはたまにいますが、若干わかっている経営者は短絡的な法論に対して、「あれっ」ということ

になってしまうわけです。

逆に言うと、その権利化ということは、特許の場合で言いますと権利は当然公開されますから、手のうちを明かしてしまうことになりまして、模倣を誘発しているとも言えるわけで、そんなことなら営業秘密にしておいた方がよいという議論もあります。もちろん、物によっては外に出すとすぐリバースエンジニアされてわかってしまい、そういうものは営業秘密にならないし、ではどうするかという議論はあります。ざっくりばらんに言いますと、中小企業者にとってみればこの知的財産権というのは“ぬえ”みたいなところがありまして、一方でそれを守ろうと思えば銭がかかる面があります。

このように知的財産権は中小企業者にとって制度面の難しさと金銭面のダブルで極めてとっつきにくいというようなことになっているわけです。

結局、中小企業者にとっても知的活動、知的創造が必要というのはわかっているのですが、彼らとしては今は知的財産権ではなくて知的財産に関心があると言えるのではないかと僕は思うんです。すなわち、彼らはイノベーションしての成果であるとかイノベーションから得られるノウハウをいかにビジネスに活用していこうかという点に関して極めて熱心です。

彼らは、そこで得たものをどのように使っていくか、あるいは逆にその前段階として今どういう技術開発要素ならばだれにも権利化されてなくて、いわゆるフリーハンドでできるかという進路、指針みたいなところにまず第一義的に興味があるわけです。したがって、中小企業者の方々に対して言うときにはそういう経営的なセンスがないといけません。彼らはまずそういうところから入ってくるのが多いと思います。それが一点です。換言すれば、中小企業者にとって知的財産権は二の次でして、むしろ知的財産自体がどうかというところが一番の関心事項だと思います。

これを具体的にちょっと敷衍してみますと、例えば知的財産権を取得する前の相談事項として、これを知的財産権化するかしらないか、というのもよくあると思うのですが、その段階においても彼らはどちらが良いかよくわかってない。ですから、弁理士さんが彼らが自分のところに来たのは、財産化したいんだろうなと思って、さっと権利化の方向でやってしまおうとするかもしれませんが、これはだめなんです。彼らとして

みれば、先ほどから言っているように、知的財産化するかしらないかの判断からまずアドバイスしてほしいというところがあるわけです。

すなわち、先ほど言いましたように、知的財産権を取るメリットとしては確かに独占権として権利化されるということがあります。そのほかに副次的なメリットも結構あるわけですし、それは何かというと、アピールすることによって自分の技術力がアピールできる、それから特許を持っているということは金融機関から金を借りるときに一つの技術力の証左になる、さらに特許を持っていることを宣伝、広告することによって、一般消費者に対してもこれは特許製品なんだからということ、何となく技術的にすぐれたもんかいなと思わせるアピールができる、最後に、これはライバルに対してもですが、一つの言い方としてそれがうちがやっているんだから出てくるなよという警告サインの役を果たすと同時に、これは別のリスクもともない余り奨められた話ではないのですが、うまく警告を使うことによって、それも相手方ではなくて相手方のユーザーに警告を発することによって相手の出鼻をくじくということです。それは、権利化しないでも、出願だけでも、ある程度はできますけれどもね。

ただ、デメリットもあるわけで、それは先ほども言いましたように、まず銭がかかるということと、それからもう一つは仮に侵害されたところでどうするという話になるということです。侵害されたってそれを排除できないようなところは権利化しても仕方がないわけです。逆に手のうちをさらしてしまったということから、よく聞く話ですけれども、自分が知恵を出したら、大手の企業に周りに3個、4個、別の知的財産権という地雷をまかれて、結局包囲されてしまって、いつの間にか大企業の傘下に置かれてしまって、こんなことなら出さなければよかったということになる。そういうところをまず教えてやらないかんということがあります。

それからもう一つ、その系みみたいな話ですが、仮に特許化するとしても、先行技術調査をきっちりやるなどの準備作業も大変ならば、当然それを審査するのも大変なところがあるわけです。通常でいけば五、六年かかってしまい、中小企業においては大体足の短いものというか早いものを扱っている場合が多いので、そのスパンでは合わないということがあります。

ではそのとき、早目にどうやってやるというときに、例えば最初に意匠だけを取ってしまうとか、あるいは商標権を使うことによって、宣伝と合わせて事実上の支配力を持ってしまったりとか、裏わざみたいなものがあるわけですし、そういうところも逆に言うと彼らは求めている。

最後に、営業秘密にした場合どんな感じの方法をとったらいいかということがあります。

特許を取るときも、最近、中小企業でもやっぱり一社ではできないので、例えば産学連携で大学と、あるいは産々連携ということではほかの企業とつるんだりする場合がありますが、そういうときにどうしても共同研究開発とかという議論が出てくるわけですし、そのときに一体どういうふうにも共同研究開発をすればいいか、その中でどういう権利の出し方をすればいいかということになります。

これに関しては、政府の方からも3つほど、「共同研究開発指針」とか、「営業秘密管理指針」とかを出していますが、自慢ではないんですけれども、この手の物を最初に出したのは我が関東局です。それが「共同研究開発契約の手引き」ですが、これにはすごくプリミティブなところから書くようにしました。というのは、先程から申し上げているように、よく分かっていない中小企業者が多いからです。

そこで、まず言ったのは“紙にきなさい”ということです。それから“始期と終期をはっきりさせなさい”ということです。

これはなぜかという、共同研究開発からできた果実というものは当然折半みたいな形になるわけですが、終期を定めていないと、いつまでもずるずる引きずられていって、いつの間にか、本当は共同研究の実体はないんだけど、契約が残っているばかりに、その生き残っている名ばかりの契約のために、独自で開発した成果の半分をとられてしまったりとか、そういうことが往々にして起こるからです。だから、そう実体を踏まえた上でやる必要があります。

あとは、自分で出したときの権利とかノウハウとかその辺の扱いについてはどの範囲まで使っていきたいとか、出てきた成果物の帰属の範囲とか、あるいは使った場合の補償とか、それから、不実施の場合の補償とか、弁理士さんとちょっと違うのかもしれないんですけど、そういう共同研究開発の契約の書き方みた

いなところは、企業にとって物すごく琴線に触れる分野であります。

それから、最後にやっぱり訴訟になった場合です。先ほど言いました共同研究開発みたいなところに発生する場合、そうでなくて単純に侵害で訴えられる場合等もあると思いますが、それについての相談が来ているわけですし、そういう意味で特許法とか商標法で言っているところではない世界の話が結構多いわけですし、その辺のところをわかっていただいた方がいいのかなあという感じですよ。

それから、最後に、先ほどブランドという話が出てきたので、その辺についても一言申し上げておきたいと思うんです。これも若干苦言になって申しわけないんですけども、要するに中小企業庁が地域ブランドという政策をやってくれたのは極めていいことだし、ブランドを確立することは極めて重要だと思います。なぜならば、ブランドというのは非価格競争をする一つの有力な武器だからです。確立したブランドは守らないかんというのは理の当然なんです。

けれども、実は一つ大きく抜けていることがあります。それはブランドというのは「わしゃ、これがブランドじゃ」ってつければブランドになるわけじゃないということです。“ブランド化する”という行為が重要なものであって、ブランド化は一朝一夕にできるわけがないんです。例えばシャネルにしたってBMW(ベーエムベー)にしたってクールボアジエのナポレオンにしたって、何十年、何百年という品質保持の努力と、これはいいもんですということを消費者に浸透させる努力があって初めてできてきたものであって、急にポツと出のものが、「ブランドだから守って」と言っても、商標の世界はそうかもしれないけれども、それはブランドとは言わないわけです。何かその辺を誤解して助長されているようなところがあるので、そこをよく考えていただきたいなあというところがあります。

ブランドというものが出てきたので、結局、商標等に関してのニーズは高まってきておりますし、弁理士の方々も、単にブランドをつくれればいいっていうものじゃないので、一番根本は何かと言うと、どうしてブランド化できるかということです。顧客に対する信用力とロイヤルティーを確保するものであるのか、なおかつ他のものに対して若干高くてもいいという製品差

別と優遇比較のネタとなるかです。そのネタとなるもののコアは何だというのがわからないといけません。そこを出願に伸ばしていくことをしなきゃいかん。逆に言えば、それに対する攻撃は徹底的に戦わなきゃいかんわけです。

その辺のところを逆に言うと彼らは望んでいるわけで、権利になった瞬間の後の行為とはそういうものなんですよねということですよ。

ということで、最後に、これから日本弁理士会が支部をつくられるということに関して一言申し上げますと、極めていいことだと思います。

ざっくりばらんに言いまして、先ほど言いましたように、都道府県において今度地域知財戦略本部をつくるんですけれども、現在都道府県という単位でも発明協会の支部はできています。その辺が大体地元の中小企業に対する御指導をやっているわけですが、幸か不幸か、ある程度はこなしています。ちょっと前に戻りますけれども、権利そのものの議論よりもそういう技術政策というか技術経営、ビジネスのお話が結構ありますから、そういう意味でやれているんです。

けれども、もちろんそこでもだんだん琴線に触れること、権利化のところによって、プロである皆様方、本当にややこしいところになると、結局明細書の範囲をどこまでとるかとか、そういうぎりぎりのところを聞いてくるわけですから、当然そういう素養を持たれた弁理士さんが助けてくださるのはウエルカムであります。

ただ、現状におきまして、やはり、冒頭からいろいろ出てきていますように、弁理士さん6000人体制のうち5000人近くが東京におりまして、地方には極めて少ないわけです。関東経済産業局の範囲も一応1都10県ということございまして、田舎と言ったら怒られちゃうんですけれども、そういうところへも結構あり、そこへ行くと「弁理士さんに頼もうと思っただけ」という話になってしまう。そういう意味において、弁理士さんが支部をつくることによってやってくれるといいのかなあとと思います。

もう一つ言うと、支部の方がある程度の人数の方が集まっているからわかりやすいし、弁理士個人になってしまうと、個々のビジネスとの関係ができてしまうと、差しさわりが出てきたりするけれども、それが組織という形になるとある意味でニュートラルな感じが

保てますから、そういう意味において、特に行政サイドとしてはコンタクトしやすいわけです。

また、中小企業の方々にこんなことを言っちゃ怒られちゃうんですけど、日本はまだ後進国でございますので、お上の意向というのが結構ありまして、やっぱり民間のコーディネーターが何か言うよりも、その方が何となく信用してもらえるというか、少なくとも話は聞いてもらえるところがあります。そういう意味でセミオフィシャルな感覚があるということは、中小企業の方々にとっても割とコンタクトしやすい、信用してやりやすいということはあるかと思えます。

そういう意味において、地域に日本弁理士会の支部ができるのはいいと思えますし、そういうふうにお願ひしたいんです。

最後に、繰り返しになりますが、そういう形でやると同時に、くどいようですけれども、御相談の事情からちょっと離れるかもしれませんが、割と広目に申しましてビジネスという観点を持った形で取り組んでいただけると、ますますよろしいのではないかと思う次第です。

どうも、勝手なことばかり申し上げて恐縮です。ありがとうございました。

波多野 ありがとうございます。中小企業対策には特許法あるいは実用新案、商標、意匠法等の知識だけではなく、経営センスが要求されるというお話でしたが、その経営センスを磨くことは多分これから支部の方のいろいろな研修でも問題になってくるんだろうなという思いがします。

続きまして、中小企業が非常に多く集積しておられます大田区の方から大田区産業振興協会という組織を代表されて山田さんをお願いしたいと思います。

山田 私は大田区の職員時代から約四半世紀、この大田の産業、特に製造業と向き合ってずっと来ました。かつてはここは非常に精度にうるさい技術を持っているということで、よく対比される東大阪とは、「あそこが10分の1ミリならこちらは100分の1ミリ」とか「向こうが100分の1ならこちらは1000分の1」とか、そういうハウツーに非常にこだわるところがあります。また、非常に小さい企業が多くて、今5,000に数は減りましたが、3人以下という層が半分あるんです。3人以下というのは一人親方の世界でありまして、要は旋盤なら旋盤という技術しかほとんどやらない。ま

あ金型屋はちょっと例外なんで、いろいろなことをやるんですけれども……。

そうすると、結局自分の持ち分野はものすごく特化しているんですけども、その他の関連するところは全くわからないんで、必然的に昔から自然発生的な連携、仲間回しということが行われています。結構旋盤屋が平気で複合的な仕事を受けて、仲間に回して後から自分が全部つくったかのような顔をして出しているというところがあります。

ただ、そういう技術、技能、精度要求に対しては応えられるんですけども、何をつくっているのかという認識が余りない。まして何をつくったら売れるかとか、オリジナリティーな発想がものすごく弱い。

それが、東大阪の場合、その辺に非常にこだわりがあって、逆に精度に余り自信がない分、オリジナルなものをどんどんつくるといふところもある。

すべてがすべてそういうわけではないんですけども、ちょっと対比的に言わせてもらおうとそういうことです。

この下請け型でずうっと来れたんですね。バブル期までは見事にウナギ登りに来たと言ってもいいと思います。しかし、90年のバブル崩壊以後、もう惨たんたる状態です。で、一回、回復するんですけども、どうもやっぱり97年がピークで、2001、2002という21世紀になったら最悪の状態、何しろ巡回する企業の大体80%は仕事が激減している。中にはもう仕事がほとんどないので、シャッターを閉めているとか、あるいは80%ぐらい減少して、そういうところもあって、損益分岐点どころではない、50%平均ぐらいに落ち込んでいる。

こんな時期でも、オンリーワンの技術を持ったところはしこしこ頑張っていて、かなり増収増益のところも10%ぐらいはあったという状態なんですけれども、今や、この90年代を通じて、また21世紀の初頭を通じて、地域の大リストラが起こったんです。ある面でこれまでの加工型技術ではなくて、もっと独自性のある技術に展開しながら、自分の製品をつくるか、あるいは技術の中でもこれはというような分野に進出するかという動きが出てきて、そうなるべくとそこに実は知的財産が絡まざるを得なくなってきたということです。

で、ちょっと今日は何枚かのスライドを用意しましたので見ていただきます。大田区の産業は今お話し

たとおりで、ピーク時は9000もあった工場数が今は減っているんですが、本社は残っていて、地方に展開したり、あるいは海外へ行ってしまっていたりとかというケースはいっぱいあります。ですから、経営形態を全部連ねて見ると本当に「集積」が落っこったかどうかはよくわからんというところがあるんです。

もう一つの特徴は系列の企業がほとんどないことです。非常に例外的だと言っているんですね。もうどこの仕事でもやる。従業員8人のキー溝加工屋さんというのがあるんです。そこでは何と3,000社、お得意がある。あるいは試作しかやらない企業は電機分野、自動車分野、ありとあらゆるところの仕事をやる。やってないところは多分ないだろうというくらい自負している。

そういうことで、どんなところでもできるということは、今の時代には合っています。今の時代は系列崩しが始まって、いろいろな企業が大田区にいろいろ注文を出してくれるんです。おかげさまで2003年の末から大分仕事が流れてきて、残っている、技術力のある企業にはもう商談が満杯で断るというような状態も生まれているということでもあります。

ここの表の最後に「試作・開発・多品種変量生産で『公共財』だ」という言葉があります。公共財というのは、一橋大の関さんがどこのでも受けられるというような意味で、経済学的にはあいまいで、ちょっといいかげんな概念かもしれませんが、こういう名づけ方をしたものです。

それで、私どもは、地域の中小企業の知財をいかに守るかというので、いろいろ聞いてみますと、いろいろなケースでほとんど泣き寝入りというのがかなり見受けられたわけでした。まず、何とかしないきゃいかんと思っています。そこで、先ほども出てきましたが、取得相談というようなところで、実はここにいらっしゃる中畑先生にもボランティアで来ていただいて、窓口で幾つかの相談をやって、特許の掘り起こしをやるのではないかとということで進めてまいりました。

そしてもう一つ進んで、今度は侵害対策についてどうやるかというので、これはUFJ信託との関係があったものですから、TMIさんをお願いして、知財関係に対する侵害相談に当たって窓口にもなってもらうということで、私どもの方でセッティングするというようなやり方をとっています。

それでいよいよUFJと組んで、先ほど久貝さんの

お話にもありましたように、信託業務のスキームを一応確立したんです。大田区の中小企業（特許権者）が委託者になって、受託者であるUFJ信託と信託契約を結んで、受益者にもなるというような関係になっています。

これが何がいいかというと、ともかく一社ではぼんぼんにやられてアウトになっちゃうところにまず抑止力が働く。そんなことをやったら大田区の場合バックについているぞというところが一つ大きいかなということです。それからもう一つは、それを利用して、ほかに活用させると、そこから実施権に基づく実施料が入ってくるという流れで、中小企業の資金運用にも利することができるのではないかとあります。

それで今回第一号の事例になろうという話を申し上げますと、これは鍛造製品でありまして、エルボという油圧継ぎ手です。フォークリフトの200キロぐらいかかる油圧の部分でこれをつないでいるわけですが、従来品は鍛造で、その後、実はこれ、短縮してありますが、中ぐりしてバリをとってというような非常に長い工程がかかって、その上に歩留まりがものすごく悪い。36%ぐらいしかない。ほとんど中国へ行ってしまうような技術だということで、ここの社長は一所懸命考えたんです。

で、最初から肉厚のパイプを使おう、そうすればむだが出ないのではないかとということになった。これは着想はよかったんだけど、結構大変だったんです。当然のことながらパイプを曲げればへたってしまうわけでありまして、そのへたりをどうするかというところなどで、これがすごかったのがこの地域の特徴ですが、自分のところにはパイプを曲げるための金型を設計・制作する技術がなかったんですが、これに対して何社も何社も地域の協力者があらわれて、ではそれについてはうちの設備を使ってこうやって調整すればいいんだとか、いろいろな技術ノウハウを教えてくださいました。ですから、周りの地域の連携によってでき上がった製品なんですよ。

その結果、これは歩留まりが大変いい状態になりました。今、日本のエルボを使うメーカー、特に建機メーカー、産業用機械のメーカーには、ほぼ浸透しつつあるといえますか、多分ジャパンスタードになるだろうと思われま。で、おそらくこのまま行けば、日

本、中国が、公共投資をやり続けているので建機の特需がございまして、日本の建機メーカーがこぞって供給していますから、そこへ大量に納入しているということで、実は生産が間に合わない。

大変小さい工場でパイプをカッティングして、その後、高周波で温めたのを、一つの金型だけでいいんですが、自在に角度を調整できる金型に入れて[プレスをかけて曲げるだけ]なんです。これは今のように自動化する前のラインなのでこんなことをやっていますけれども、そういうことです。

で、結果としてこういう形態ができ上がって、分どまりがいいだけではなくて、形状もいい、流体効率も大変いいということで、いろいろな分野にまたこれが使えそうだということでもあります。

この「まるみ君」は最近機械振興協会の新機械振興賞の中で第2番目に当たる中小企業庁長官賞を受賞しました。私はこれを称して「中国に負けないプロセス・イノベーション」という文章を書いたことがあります。日本は、必ずしもプロダクト、新しいものを生み出すという、製品そのものの新しさを実現することより、プロセスの革新、生産技術革新の方が得意なのではないか。これは自分の足元の技術を見直すという意味で非常にいい着想ではないかと思っています。

これに皆さんがチャレンジしてくれると、大変にまた新しい、今までは成熟化された技術だと思っていたものががらっと変わった、コロンブスの卵的な発想で変えられるものが続々と出てくる可能性がある。しかし、こればかりは知財で防御しておかないといつ何時やられてしまうかわからない。ましてそれが海外にでもまねされようものならどうするか。そういう問題が常にあるわけです。

そこで特許政策に対しては昨年4月に小泉本部長あてに以下の7点の要望書を出しました。この要望書に基づいて、先ほどの保岡先生を初め、甘利先生のところにも伺ったんですけれども、かなり取り上げていただきました。

特に1番目の、中小企業の特許手数料減免制度は、弁理士の先生も大変ある面で努力されたのではないかと聞いておりますが、アメリカではスモールエンティティ制度ということで、出願・登録維持関係は50%。ですから日本の中小企業はアメリカに先に出した方が安いと言われているわけで、しかも小規模企業

といったって向こうはけたが違うので、500人未満でいいということで、日本の中小企業はもちろんみんな当てはまってしまうわけです。そんなんで、実績の件数を見ると、アメリカと日本ではもう全く3けたぐらい違う件数になっているということです。

昨年4月に行われた特許手数料の改正については、御承知のように出願手数料は減額しました。そして、審査請求料は増額しました。まさに倍額でありまして、その代わりに、維持費用を削りましたよということで、これはどういう結果をもたらしたかというのが次に出ているんです。

ここに特許関連手数料の新旧対照表を出しておきましたが、この結果、実は請求項の数によってシミュレーションをやってみると、もちろん違います。それで、こちらで言うと赤字、皆さんのところではマイナスの表示が出ているものですが、要は、取得後6年目以降は年金が安くなっていますから、したがってこれは得ですよということなんです。ところが、それ以前では実質値上げになります。特許の取得は中小企業にとっては一発勝負なんですよ。真剣にやって、短期でもって回収しなければならぬ。中小企業にとってはハードルをあえて高くしたという、まあ一種の改悪なんですね。このところは何とかしてもらわないといけないなと思っています（拍手）。

まさに、日本はプロパテントといいながら、中小企業が技術を担うという立場から言えば、何とかしなければいけないということで、先ほどの久貝さんを含めて、いろいろ政府内でも大いに論議を起すように今、働きかけてきたところです。

こちらの弁理士さんに対する期待感という面で言いますと、地域における中小企業が前面に出ない、日本の技術自体はイノベーションが進まないと思っています。やはり大企業の今の状態から見るとなかなか開発に対するチャレンジ精神とかそういうものは出てきづらいところがあるので、それを中小企業が逆に担っている面があるんです。

そういうところをもっともっと支える意味でも、これからの知財の展開については、我々も啓蒙してまいりますけれども、弁理士の先生方には、先ほどの、確かに出願料云々よりも下手すれば弁理士費用の方が高いのではないかと話もあるくらいではあるのですが（笑い）、その辺は大いにまた努力して、ぜひ数多

くのお客をとっていただくようなことをやっていたらければ大変幸いではないかと思っております。

以上です。

波多野 ありがとうございます。中小企業、特に大田区を代表されるような中小企業の活動、バブルの影響を受けて大変だ、でも新しいものが出てくれば、その周りの関連企業と連携して、素晴らしい開発ができる、そういうチャレンジ性は中小企業が持っているんだということを今、説明していただいたんですけれども、そういう中小企業をいかにバックアップできるかというのが支部問題の一つですので、支部問題の先輩である近畿支部の前支部長、それから現在の何とかの本部長の杉本さんの方から、支部の実情等を含めて、関東支部を初めとする全国支部育成に向けてのエールをぜひ送ってもらいたい話をさせていただきたいなと思います。ひとつよろしくお願いします。

杉本 何とか本部ではなくて、地域活動促進本部なのでよろしくお願いします。

支部長を2年やり、そして今、北海道から九州までの地域活動促進本部をやっておりまして、まず、弁理士自身の行動、活動が3都、即ち東京、名古屋、大阪に限定されてしまっているということを痛切に感じるわけです。その大阪と名古屋でも、支部ができるまではもう1都、東京だけの活動であったのではないかなという気がします。そういう意味では、北海道から九州まで、それぞれ支部をつくって、支部単位でまず活動するというのをしないと、弁理士の全国展開、弁理士活動の全国展開にはなり得ないというのが第一の私の感想です。

それから、支部をつくることによって、今、大田区の山田専務もおっしゃいましたが、地域と密着する。そのためには、清川部長もおっしゃいましたが、組織的な密着をしなければならない。個人が幾ら単体で頑張ってみても地域での知財の活動の掘り起こしには全くならないということだと思います。したがって、一刻も早く全国の支部をつくって北海道から九州まで同じようなレベルで活動できるようになるということが大事ではないかと思っております。

とりあえず以上です。

波多野 はい。

引き続き東海支部の支部長であります今崎さんの方から東海支部の現状あるいは関東支部を含めて全国支

部の展開についていろいろな要望、あるいはこうすべきだというようなことがありましたら、ぜひ披露していただきたいと思います。

今崎 東海支部の現支部長の今崎でございます。東海支部は8年目なので、本当は私ではなくてもっと支部とは何ぞやとか支部についての活動はこうだよということをよく知っておられる方もみえるかと思うのですが、なぜ私がここへ呼ばれたかという、多分一番近い支部長だからということだと思います。

本年度は支部長、昨年度は副支部長をやって、2年続けてやっているわけですが、その2年支部活動をした中で、どういうことを考えたかということをお話ししてみたいと思います。

我々弁理士は当然のことながら国家資格で、専権を与えられているわけです。そして、この専権が与えられているということは、逆を言えば、その専権に見合う社会的責任を果たさなければいけないということだろうと思うのです。

その社会的責任を果たさないということになるかという、ちょうど昨年のパテント誌の11月号の19ページ目で東京都の知的財産総合センター所長の橋本さん、多分この前、第1回目のパネラーでおみえになったと思うのですが、が「仮に弁理士がその社会的責任を十分に果たすことが出来ないのであれば、十分に実務能力のある方々に業務を開放することも日本弁理士会として提案しなければならないのではなかろうか」という指摘をされています。

これはどういうことかという、東京というのは弁理士6,000人のうち四千何百人が集中していても、まさにその東京都という地方自治体の知財担当者である東京都の所長の方から弁理士以外の知財に能力のある人にもう業務を開放したらどうだという御指摘を受けているということになると思うのです。そうすると、関東にいる四千何百人は今まで何をしていたんだという話にもなりかねない。ましてや地方では、当然人数の多い士業に弁理士の業務の一部を開放しろという話もあるわけですから、やはりそういう地方、それから東京においてもこういう話が出てくるのは、まさに多分弁理士会が今まで地域に密着した活動をしてこなかったからではないのかなと思うわけです。

そういう意味で、東京の先生方は「支部が何で必要なんだ」とよく言われますが、結局、地方自治体等、

あるいは公的な機関等を回ってみますと、やはり密着した活動をしていないというところが出てきているような感じがします。

非常に手前みそで申しわけないんですが、同じこの11月号で愛知県の担当者から言われていることは、愛知県では「知的財産立県づくりに不可欠なパートナーとして、弁理士の皆様に大いに期待している」という言葉をいただいているんですね。これはまさに東海支部が愛知県の知財戦略会議を立ち上げるところからその会議の委員を派遣し、あるいはワーキンググループに委員を派遣し、あいち知的創造プランというプランを立てたんですが、そのプランの内容についても提言してきたというところが非常に大きく作用しているんだろうと思うわけです。

そうはいいまして、東海支部の中で全く問題がないかといいますと、弁理士会の本部が東京にありますので、やはり東京中心になっているのと同じように、東海支部もどうしても分室が名古屋にあるものですから、いわゆる対愛知県に関してはある程度御満足をいただいているのかなという気はするんですが、東海支部というのは5県、愛知県以外に岐阜、三重、静岡、長野を管轄していますので、ではその残りの4県に対して十分やっているかという、これはやはり今後の問題だろうと思うんです。

一例を言いますと、一昨年の副支部長時代に私が静岡県の商工労働部の方へお邪魔してお話を伺ったときに「どうですか、静岡県の方も知財戦略会議を立ち上げてやるというのは」と言いましたら「上からはそういう話は来ている。だけど、どこに相談したらいいかわからない」というお話をされるんですね。そこで「いや、静岡県は東海支部の管轄地域内ですから、ぜひ東海支部に御相談ください」というお話をしましたら「いやあ、でも名古屋でしょう」というふうに言われる。

ということは、どうしても、先ほどもおっしゃいましたが、特に地方公共団体の場合、相談したいというときに個人の事務所に行くわけにいかないんですね。やっぱり組織がないとそこへ相談できない。特に静岡県を管轄地に含む支部が名古屋にありますから「名古屋の方に連絡をいただければ地元の先生をちゃんと紹介して派遣しますから」と言っても、それでもやはり「ちょっと」というような感じではあるわけです。

そういうことから言いますと、本当に今必要なのは

各県に1つ、弁理士会の組織があるということであって、それが僕は理想だろうと思うんです。ただそれが費用的あるいは人的に不可能ということであれば、せめて支部をつくるということが必要ではないのかなと思います。

以上、私の感想です。

波多野 はい。今、今崎さんの方から弁理士は専権に伴う責務あるいは義務がある、あるいは個人では限界がある、組織での対応が今求められているというような話をさせていただきましたが、この社会変革の時代において各県が各地方分権を推進する動き、それから地場産業の振興、あるいは国立大学、研究機関等の独立行政法人化等を含めた動きがあって、具体的には何かといいましたら、各地方で地方独特の特色のある地場産業の育成、あるいはベンチャー企業の育成等が大きな要素になってきている。そして同時にその育成を通じて何が求められるのかといいましたら、地域経済の活性化、地域の経済基盤の確立ということです。そのような経済基盤の確立のために地方公共団体等では知財戦略会議等を含めた動きが今、特に経済産業省出身の知事さんのある道県を中心にしてあります。けれども、その動きへ参画している弁理士が一人もいないというのはやっぱり寂しいことだろうと思うんです。

ですから、これから我々の課題をテーマにしていきたいのですが、そういう自治体の知財戦略にどのような形で弁理士がかかわっていくのかということが多分求められていると思いますし、ここら辺のところ、もし清川さんあるいは山田さんあたり、御意見をお持ちでしたら披露していただけたらと思うんです。

清川 やっぱり地方の戦略本部で何をするのかなあということなのですが、まず中小企業に対する啓蒙が第一義的に来ると思うんです。そのときにはだれに会ったらいいのかというのがまずわからなければいけないわけですし、本当は、弁理士さんとかそういうのがちゃんとわかっている、この案件はここにという窓口みたいなものができればいいと思います。そういう意味において、弁理士さんなりが地域にこういう人がいますよ、みたいなリストを持ち寄ってやっていただけたらとか、あるいはこういう場合はこういう斡旋をしてくれるというふうになるのはいいことではないかなと思っております。

波多野 はい。

次に山田さん、何かありますか。

山田 先ほど言いましたように、私どものところでは中畑先生が最初に6年——もっと前から相談の窓口を開設して、それからいろいろ特許に関する認識が我々支援機関側にもだんだん培われてきました。

それで、私どもは今ビジネスサポーターという事業をやっているんです。これは、いろいろな分野の専門家にボランティア的に登録してもらう。大変安い費用で、恐らく先生方から言うととんでもないなという感触を持つかもしれませんが、現役の方も結構いろいろやっています。弁護士、弁理士、あるいは社労士、それからさまざまな技術分野の方、マーケッター、金融関係ほかの方を70名ぐらいに登録していただいて、中小企業のニーズに応じて専門家派遣をやっているんです。

もちろんOBの方はそれはそれで一つの社会貢献とっておられますが、現役の方はそればかりやってたんじゃ食えないので、これはアンテナショップとして使っていただくというか、最初に出会っていただいて、何回かやっていったら、あとは、5回以上は、公的機関は面倒を見ませんということにしてあるので、それ以降は皆さん、自由にやっていただくような形なんです。

何しろ、普及というか認識をまず広めるということです。で、中小企業も大変アンバランスがあって、もう進んでいる人はものすごくやっちゃっているんですね。知財も、慣れたところなら、小さい企業などは審査の資料を全部、スタッフ、社員がつくっているというところもあれば、「えーっ、知財って何だろうな」というレベルのところもある。そして、このように千差万別ということは、それだけ実は大きな市場があるということです。つまり、中小企業を掘り起こすと物すごい数のニーズが必ず出てきます。

私ども、十数年間、新製品のコンクールなんていうのをやっています。平成元年から始めましたが、当初の入賞製品なんていうのは、今から考えると、こんなの、よく通したなと思えるようなレベルです。でも、今は少なくとも、もう知財を取得してないような製品は通らないというぐらいになってきましたし、皆さん、加工業でありながら、自分の技術を新しいものに展開していくという着想をものすごく持っているんですよ。先ほどの事例もその一つですが、そういう動きが

ある中では、ぜひ先生方からこういう形でガードして
いかなかったらだめなんだよという御指導をいただき
たい。我々素人ではそこまで本当に手が回らない。す
り抜けてしまう部分というのはなかなかわからないわ
けで、それをいかに膨らますかとかいうところをちゃ
んと啓蒙していただくことがぜひ必要で、身近な機関
として先生方に望まれるところなんです。

都道府県と言うとちょっと正直言ってお高いんです
よ。弁理士の先生もお高いかもしれないけれども、都
道府県は非常に敷居が高い。地方分権と言うけれど、
今は都道府県への分権で、市区町村分権ではありませ
ん。

実は非常に中途半端な分権化が行われていまして、
都道府県というのは、こんなことを言っちゃうと、関
係者がいらっしゃるかもしれないので、差しさわりが
あるでしょうが、おもしろいんです。見ていますと、
まず住民からの直接の批判というのは余り起こらな
い。何をやっているか、余りよくわからない。国なん
かだと、マスコミがうるさいでしょ？ がんがん書く。
それも免れているんです。だから、よっぽど知事なり
のリーダーシップをがーっと、とっていただくような
ことがない限り、中で官僚組織のままで来れちゃうよ
うな性格がある。まあ、東京都は石原さんに頑張っ
ていただいています、それでもなかなか変わらないぐ
らいの組織だと思っんです。

都道府県と言ったって、これも千差万別で、鳥取県
は人口が大田区より小さいんです。そういうところ
はある。しかし、それなりの動きはできるんです。逆
に言うと、小さい県ほどターゲットとしては狙いやす
いんです。そこからまず地方の方は入っていただく。

それから大都市圏はやっぱり市、区、町の辺に一つ
何かコンタクトをとるといいのではないかなと私は思
っています。

波多野 ありがとうございます。今、地域の活動
の拠点というのは県単位レベルというのでしょうか、
それでスタートはいい、スタートはまずそういうこと
から動いたらいいというアドバイスがありました。い
ずれにしても、中小企業を掘り起こせばいろいろな
アイデアが出てくる。そのアイデアについて弁理士会
などが、特に名指しでは言われなかったんですけども、
対応してないという御指摘もありました。

私は、新しい分野の開発にチャレンジするような技

術は中小企業から出るということ念頭に置けば、支
部活動もまた意義あるものになるのではないかとい
う思いがしております。また同時に今、日本弁理士会
が支部をつくるといったときに、多分、支部問題は
会員に対する責務の発動の場、あるいは対外的な責
務の発動の場という両面があると思うんですが、会
員に対する問題はちょっと置いておきまして、対外
的な問題について言えば、これも2つあるんだろう
と思います。

一つは国の政策にかかわる部分でありまして、例
えば5年前にはゼロワン県、つまり弁理士がゼロか
1人しかいないところがある県がありました。これ
では困るという国の要望があって、とにかくゼロ
ワン県をなくそうという動きがまずありました。5
年間の活動の中でゼロワン県は解消する方向へ持
っていった。

だけれども、今のもう一つの大きな問題はユー
ザーからの要望等について弁理士会あるいは個々
の弁理士がこたえていないということです。大企業
ではなくて中小企業あるいは個々のユーザーへの
対応が果たされていない。

そこら辺の問題で、現に近畿支部で活躍されて
いる杉本さんの方から、近畿支部ではどういう活
動をされているのか、大企業に対する活躍と、大
企業以外のユーザーに対する活躍と、地方の公共
団体のユーザーに対する活躍を分けてやっている
のか、あるいは近畿支部の中の個々のレベルの
組織で対応されているのか、そこら辺も含めて
披露していただけますでしょうか。

杉本 近畿支部が現在対外的に関係を密に
している団体としてはまず近畿経済産業局があり
ます。これは実はそう古い話ではないんです。支
部はできて20年になりますが、局とのつき合
いはそんなに昔からやっていたわけではない。最
近局の方も知財に目覚められたというか、いろ
いろ知財政策が出されてきたために、我々近
畿支部とのつき合いがふえてきたんです。

局というのは、つき合ってみて驚いたんです
が、随分すごい情報を持っておられるんです。
しかも、そこで産業クラスターとか伝統的産
業とか、いろいろな産業の東ね方をやって
おられて、実にたくさんの企業がぶら下が
っている。この経産局と一定のつき合いを
しているだけで中小企業の仕事の掘り起
こしになるということがわかったわけ
です。

この局を初めとしまして、地元の30を超す
商工会議所、発明協会、さらに大阪府、大阪
市等の地方公共

団体、それから今日おみえになっている山田さんが大田区産業振興協会ですが、こういうふうな業界の団体、それから工業技術センター、さらにはロータリークラブ、ライオンズクラブ、そういうところと接触を広げまして、知的財産、中小企業のマインドの掘り起こしを近畿支部ではこの数年やってきました。

その結果、もちろん大学も、大学以外のところでも皆さんのマインドの向上が図られて、そして特許の相談がぐんぐんふえてきているということがあります。

近畿支部はそういう地域の知的財産を支援するためのサポーター委員会というものもつくって、我々の本業であるいろいろな出願の要望があれば、専門分野ごとに公平に派遣していくというような活動もしているところであります。

特にこの数年は大学とのつき合いが非常に多くて、京都大学には、評価委員会、それから講座、出願等を含めて、相当数の弁理士を派遣しているわけですが、それがほかの大学にもどんどん普及していっています。

こういう状況です。

波多野 はい。経産局が豊富な情報を持ち合わせている、それを活用させていただければ、中小企業への対応もうまくできるということですが、東海支部につきましては、やっぱり同じように中部経産局との結びつき、あるいは中小企業とのかかわり合いみたいなものはあるのでしょうか。

今崎 杉本先生がおっしゃったのと全く一緒で、今まで東海支部も中部経産局とのつき合いは、我々が就任しますとあいさつには行くんですが、具体的なものは余りなかったんです。ところが、やはり先ほどのお話のように経産局単位にいわゆる知財本部を5つか6つつくられる。それで中部経産局の場合来年度からかなり予算が回ってくるので、それを使わなければいけない。そのときに多分中部経産局がある程度頼りにしていただけるのはやっぱり東海支部であって、例えば本年度、一つ、三重県の方で研究者向けのセミナーをやってくれという依頼が中部経産局の方からあって、3こまのセミナーをやりました。

それから愛知県の場合は、先ほど述べましたように、2年ぐらい前からいろいろな会議の委員だとかワーキンググループの委員だとかを出している。ことしも1人出していますが、そういう関係もあって、やはり愛

知県の関連団体といたしますか、研究機関等からの依頼が、もうほとんど講師依頼ですが、あって、やっています。ただ、基本的には、東海支部の場合は、ちょっと近畿と違ひまして、今のところ講師料はほとんど無料でやっています。もちろん一部出していただくところもあります。

ですが、やはり無料と言うとこれが長続きするかという問題が一つあるものですから、最低限、交通費と若干の準備的な手数料を少しいただくとありがたいなあということも昨年度愛知県の方に言いましたけれども、どうしても、地方自治体の方も今、非常に財政が厳しいものですから、快くオーケーとは言っていただけませんでした。

今、そんなような状況です。

波多野 はい。

このシンポジウム、まだまだ続けたいと思うのですが、実は時間の制約があり、また、パネラーの皆さんもまだこれから別の部会に出なければいけないとか、いろいろな制約がありますから、ここで会員の皆さんから質問を受けたいと思います。あるいは用紙に記入されている方がありましたら、それを提出していただければ、答えられる範囲で現在のパネリストの皆さんから答えていただきたいなと思っています。

時間にしまして、5時半を限度にしまして、このシンポジウムは終了させていただきたいと思っています。

今、お受けした質問が2つあります。1つは東京にいる弁理士さんから「支部、特に近畿支部、東海支部の具体的活動がよくわからないのですが、どのような活動をしているのか、支部独自の活動あるいは委員会にはどういうものがあるのか、説明してもらえますか」ということですが、近畿支部の杉本さん、お答えをお願いできますか。

杉本 はい。いろいろな活動をしていますから、なかなか一言で言えないのですが、支部の事業は、本会から委嘱を受けた事項、支部独自の事業、それから本会から単に手伝ってくれと言われただけの事業の3つがあると思うんです。それは3つとも支部として大事な仕事であって、特に支部独自の事業は対外的な活動、それから近畿の場合は1100名という大勢の会員がいますから、その大勢の会員の内部の統一、あるいは指導、監督、そういうのが支部の主な仕事であるわけで

すが、地域との密着、要するに地域活動というのがこれからは一番大事ではないかなという気がします。

特に北海道とか東北とか、弁理士の分布の非常に少ない地方においては、より組織が強クバックアップしてその地域の活動をサポートしていかないと、地域での活動がうまくいかないのではないかなという気がします。近畿支部では現在13の委員会があるんですけども、やっぱり非常に少ない地域ではそんなわけにもいかないでしょうし、これからはその地域の特性の中でどのような支部活動をやっていくかということをそれぞれ決めていかれたらいいのではないかと考えています。

近畿支部の場合は既にもう本会と同じような活動をやっております、まあ1000人と言えれば一つの大きな組織ですから、幾らでもいろいろなことができるわけですが、とりあえずは地域密着、近畿地方だけでいろいろなことをやっていく。本会のように全国をにらんでということではないわけです。

以上です。

波多野 あと何点かありますが、もう一つ、「会員が極端に少ない地域の支部活動について、会員の負担が過大にならないか。どのように解決できるのか、解決方法があったら披露してもらいたい」ということですが、今崎さんの方で答えられますか？

今崎 はい。ちょうど今、近畿が1100名で13の委員会があるというお話でしたが、東海は、ことし合格した人も最近登録していますが、それでも380人です。では委員会が幾つかというと常設的な委員会は4つです。要は規模に応じて委員会の数も変えればいい。

では、東海支部が活動していないかということ、ちょっと宣伝ですが、パテント誌の4月号に「東海支部は今」という特集を組んでいただきまして、東海支部の活動について6本ばかり記事を書きます。その内容を読んで、東海支部380人のうち実質上活動しているのは多分100人いるかいらないかだと思いますが、100人でこのぐらい活動できるということを確認していただければと思います。

逆に例えば北海道、東北等は支部化しても多分20人前後ですかね。では20人で何ができるかといいますと、確かに非常に厳しいとは思いますが、ただ、東海支部は最初に名古屋分室をつくっていただいたときに50人だったんです。で、50人のときに何をしたか

というと、最初は常設的な無料相談とか、そういうところから始めて、少し余裕ができると年に1回セミナーをやるとか、そういう活動からやっていきました。

それであるとは、多分、こういう組織をつくりましたよということで外部につくりました、つくりましたとアピールをすれば、それなりの仕事はどんどん入ってくるだろうと思います。入ってきてもできないのではないかということもあるかとは思いますが、これは私の個人的な意見ですが、当然東京に四千何百人いますと、北海道出身の弁理士さんも多分東京でたくさん働いてみえるでしょうし、やはり本会の中に北海道応援委員会のような、ふるさと応援委員会と言うんですかね、委員会をつくって、北海道あるいは東北等小さい支部を応援する。まあその場合、当然、単独で動くとは反発があるかも知りませんので、北海道の先生と共同でやらないといけな。そこら辺はそのシステムづくりが大変だとは思いますが、そういうやり方もあるのではないのかなと思います。

波多野 はい。

ほかにも質問が何問か来ています。例えば「現在の支部活動の問題点を言ってくれ」とか、「支部費はどうするんだ」とか、あるいは「建物はどうするんだ」とか、そういう具体的な問題も出てきているのですが、それらの詳細につきましてはこれから準備検討委員会等を含めて練っていきますので、ここでは割愛させていただきます。

まだまだパネリストの皆さんに御意見をいただきたいのですが、そろそろ時間になりましたので、この付近で一たん中止しまして、最後に佐藤総括から、きょうの総括を含めて一言あいさつをいただきたいと思っております。

佐藤 パネリストの先生方、どうもありがとうございました。清川さん、それから山田さん、ありがとうございました。また杉本さんは毎回御苦労さまでございました。今崎さんはまた東海のお話をいただきましてありがとうございました。

本日は最初に保岡先生がおみえになりまして、やっぱり地域産業が非常にこれからの日本にとって重要な課題だ、その中で地域の知財活性化をやるべきだ、それをやっていくためには地域の組織が大きな力になるのではないかということで、今、弁理士会が支部化をやるということに対して激励をいただいたと思って

おります。

その後、久貝参事官からは、2004の推進計画の中の地域における知財振興という点が国の政策として重要だというお話とともに、弁理士が少なく地域で十分にユーザーの声にこたえていないのではないかなという辛口の批判も御紹介いただいたと思います。

そのようなお話を受けた形としてきょう、パネルディスカッションで御指摘いただいた中で、清川さんの方からはやはり行政サイドからはちゃんとした組織がないと非常にアクセスしにくい、またクライアントから見ても組織がないと信頼感が上がらないのではないかなというようなアドバイスもいただいたと思っております。

また、山田さんの方からは非常に大田区で苦労されているお話、それを乗り越えて今、大田区の中小企業の皆さんがそれぞれの個人の技術だけではなくて、周りの力を集合して、それで国際競争力のあるような力を持つと努力をされている、それからそれに伴ってやはり大企業等にやられないためには知的財産で武装しなければいけないということも十分に認識して活動されているという御紹介もいただきました。その中で、やはりそういう活動をしっかり我々弁理士会が支えてほしいという御要望だったと私は受けとめております。

今回、前回に引き続き杉本さん、それから今崎さんから近畿支部、東海支部の活動のお話を伺いましたが、近畿支部も東海支部もきょうのような活動ができたのもすぐというわけではなくて、近畿支部も20年かかるといって、東海支部もやはり時間がかかってここまで来たということだと思います。そういう意味では、いろいろな地域でこれから組織展開していく上においても、一朝一夕にできることではありませんが、まず始めることが大事だということであろうと私は認識しております。

日本弁理士会の中では、今、アクセスポイントをつくって地域活動をやろうという動きで臨時総会にお願いしようということになっております。その流れの中で北海道も、また東北も、それぞれ支部もやりたいというふうな声が上がってきたのは、今までの、役員組織検討委員会を通じた、また近畿支部、東海支部の御協力を得た、地域活動を、また支部化をやろうではないかという動きが、地域の方にもだんだんと御理解い

ただいてきたからであると確信しております。

そういう意味で、今年度まず九州支部を立ち上げようということをやっております。これに引き続いて次年度以降はほかの地域にも支部を立ち上げて、地域の受け皿としてしっかりとした活動を弁理士会ができる、また弁理士ができるというふうになっていくことが、我々の業務の発展であり、また国に対する貢献でもあり、地域に対する貢献でもあろうと思っております。

そういうことで、きょうのシンポジウム、本当にパネリストの先生方、御苦労さまでございました。これを契機にまた新しい議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもきょうはありがとうございました。

吉田 長時間にわたりまして本当にお疲れさまでした。パネリストの先生方、それからコーディネーターの波多野先生、まことにありがとうございました。もう一度拍手をよろしく願いいたします（拍手）。

それから、正副会長会からきょうのテーマについて幾つか御紹介があります。

1つは3月23日に第3回の臨時総会を開催して支部化の問題と役員制度の問題をやります。ぜひ御支援をよろしく願いいたします。

それから2点目。中小企業については、単に明細書ということではなくて、それぞれの企業の事情に合ったビジネスということを観点に置いて支援していただく必要があるんですよということがきょうのお話にもありました。しかしながら、では一体どうやってそれを勉強すればいいのというところがあるわけで、当会としてもその辺は考えておまして、実は業務推進委員会というところで中小企業さんの支援の役に立つような、要するにアイデアから製品になるまでのいろいろな知財の問題に対してどのようなことが課題であり、どのようなアドバイスをすべきかというようなことをまとめた、テキスト的なものをつくらせていただいています。これは次のJPAA ジャーナル等にまた公表させていただきますので、よろしく御利用いただければなあと思います。

以上です。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。